



## 募 金 要 項

### 1. 募金団体

国立大学法人筑波大学附属駒場中学校・高等学校 校長 林 久喜

### 2. 募金の目的

70周年を記念して、附属駒場中学校・高等学校の教育環境の充実を図るため「教育支援基金」を募る

### 3. 募金の目標額

1億円

### 4. 募金の対象

後援会員（卒業生及び在校生の保護者）、若葉会員（卒業生）、現・旧教職員、その他 企業・団体、関係者等

### 5. 募金の期間

2016年（平成28）年7月から2017（平成29）年12月末まで

### 6. 寄附金額

個人むけ：一口 1万円。 二口以上希望します。（一口未満の寄附も歓迎します）  
（なお、二口以上の寄附者には、後日、「70周年記念誌」を贈呈予定です）

法人むけ：一口 100,000円

### 7. 振り込み方法

必ず同封の赤い払込用紙（「払込取扱票」（兼：寄附申込書））により、郵便局からご送金下さい。

郵便局 口座番号： 00100-3-707903  
加入者名：「国立大学法人 筑波大学」

・郵便局備え付けの青い振込用紙を利用される場合は、通信欄に「筑駒70周年教育支援基金」と「卒業期」をご記入ください。手数料はご本人負担です。

### 8. 寄附金の税法上の取り扱い

ご寄附いただいた寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金（第78条第2項第2号）、又は、法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金（第37条第3項第2号）として、下記の基準により税法上の優遇措置を受けることができます。

・個人が支出した場合の寄附金の所得控除額は、総所得金額等の40%を上限とした寄附金額について、「寄附金額-2,000円」の額が所得から控除されます。

・法人が支出した場合の寄附金は、各事業年度の所得の金額の計算上、全額損金の額に算入できます。

また、お住まいの都道府県・市区町村が条例で筑波大学を「寄附金税額控除」の対象として指定している場合は、住民税の控除が受けられます。

・くわしくは、筑波大学のホームページをご参照ください。

(<https://futureship.sec.tsukuba.ac.jp/tax/index.html>)

後日、本学より寄付金受領証明書を送付いたします。なお、不明の点は下記「問い合わせ先」までご連絡下さい。

### 9. 問い合わせ先

〒154-0001 世田谷区池尻4-7-1 筑波大学附属駒場中学校・高等学校

電話 03-3411-8521（代）

伊藤 幸男（事務主幹）

E-mail: hamamoto.satoshi.fn@un.tsukuba.ac.jp

濱本 悟志（高校副校長）

E-mail: ono.arata.gp@un.tsukuba.ac.jp

大野 新（中学副校長）